

山梨県公報

第一千二百二十四号

平成二十三年

四月四日

月 曜 日

目次

保安林の指定の解除の予定	二六九
道路の供用開始	二六九
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定期間の指定の一部改正	二六九
建築基準法に基づく道路位置指定	二六九
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	二七〇
開発行為に関する工事の完了について(三件)	二七〇

告 示

山梨県告示第九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十三年四月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町眷米字北山二六一六の二
保安林として指定された目的
水源のかん養
- (二) 解除の理由
道路用地とするため
- (三) 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町眷米字北山二六一六の三、二六一六の四
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 解除の理由

道路用地とするため

山梨県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葦崎昇仙峡線	葦崎市穂坂町大字柳平字中尾根三七九番の二地先から 葦崎市穂坂町大字柳平字唐沢四〇〇番の一地主まで	一六〇・〇	平成二十三年四月四日

山梨県告示第九十九号

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定(平成十九年山梨県告示第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一中「財団法人日本建築センター」を「一般財団法人日本建築センター」に改める。

山梨県告示第二百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十三年四月四日
- 二 指定道路の位置

- 三 指定道路の幅員
五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
二〇・〇〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年四月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年三月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人クレイジーワークス
 - 2 代表者の氏名 新関裕二
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、市民一人ひとりが、精神的充足・社会的貢献・経済的満足が同時に達成されつるという理解を促進し、市民の意識啓発のための社会的教育事業、人材育成事業など各種の事業を行い、既存の生き方でなく、自分ならではの行き方を選ぶ人にあふれた社会の実現に寄与することを、目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年三月二十四日から同年五月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年四月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年三月二十三日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 RED N D F C
 - 2 代表者の氏名 齊木和人
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目十一番十号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、青少年に対し、スポーツに関する事業を行い、よって健康な身体を育むとともに、協調性や自立性などの社会性を養い、健全で優秀な人材を育成し、地域社会に貢献するとともに福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年三月二十四日から同年五月二十三日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十三年四月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市石和町唐柏字下河原九九二、九九五、九九六及び九九九の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上石田四丁目十六番十号 株式会社米福 代表取締役 五味 礼治
- 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十三年四月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字才神二九の一、二九の三の一部及び三九の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町清水新居二百九十二番地オークラタウン二階 株式会社檜家 代表取締役 渡邊 光弥

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十三年四月四日

山梨県知事

横内 正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市西花輪字西河原二三五四の五及びひ水の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市布施二千五十六番地五 エーデルハイムA二百三 土屋 琢巳

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番